

四日市市こども子育て交流プラザ条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月25日

四日市市長 森 智 広

#### 四日市市規則第21号

四日市市こども子育て交流プラザ条例施行規則の一部を改正する規則

四日市市こども子育て交流プラザ条例施行規則（平成29年四日市市規則第18号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(団体登録の要件)</p> <p>第7条 条例第4条第4号に規定する市長の登録（以下「団体登録」という。）を受けることができる団体は、次の各号に掲げる要件のすべてを満たすものとする。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) 団体登録を受けようとする年度の活動計画において、<u>こども</u>に関わる事業の実施が計画されていること。</p>	<p>(団体登録の要件)</p> <p>第7条 条例第4条第4号に規定する市長の登録（以下「団体登録」という。）を受けることができる団体は、次の各号に掲げる要件のすべてを満たすものとする。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) 団体登録を受けようとする年度の活動計画において、<u>子ども</u>に関わる事業の実施が計画されていること。</p>
<p>(団体登録の更新)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>4 団体登録の更新を受けることができる団体は、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとする。</p> <p>(1) (略)</p>	<p>(団体登録の更新)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>4 団体登録の更新を受けることができる団体は、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとする。</p> <p>(1) (略)</p>

<p>(2) 更新の申請を行った時点において、現に受けている団体登録の有効期間内において、<u>こども</u>に関わる事業を実施した実績があること。</p> <p>5 第2項から<u>前項</u>までに定めるもののほか、更新の手続については、前条の規定を、更新を受けた団体登録の有効期間については、第1項の規定を準用する。</p>	<p>(2) 更新の申請を行った時点において、現に受けている団体登録の有効期間内において、<u>子ども</u>に関わる事業を実施した実績があること。</p> <p>5 第2項から<u>第4項</u>までに定めるもののほか、更新の手続については、前条の規定を、更新を受けた団体登録の有効期間については、第1項の規定を準用する。</p>
---	--

第1号様式及び第2号様式を次のように改める。

第1号様式（第8条関係）

四日市市こども子育て交流プラザ使用団体登録申請書

年 月 日

四日市市長

申請者氏名 \_\_\_\_\_

四日市市こども子育て交流プラザ条例施行規則第8条に基づき、下記のとおり申請します。

登録区分		<input type="checkbox"/> 新規		<input type="checkbox"/> 更新	
登録を行う団体	フリガナ				
	名称				
	法人格の有無	<input type="checkbox"/> 有（		法人） <input type="checkbox"/> 無	
	主たる事務所の所在地及び連絡先				
	※法人格有の場合に記載	電話	（	）	—
		E-mail			
	主な活動目的及び活動内容				
当該年度の実施計画（こどもに関わる事業の計画の内容）					
過去1年間の活動におけるこどもに関わる事業の実績内容 ※更新申請の場合に記載					
団体構成員	フリガナ				
	代表者氏名				
	代表者住所及び連絡先				
	代表者勤務先又は通学先 ※市外在住の場合に記載	電話	（	）	—
		E-mail			
他の団体構成員	氏名	住所、勤務先又は通学先			

※欄内に収まらない場合は、別紙添付も可

様

四日市市長

四日市市こども子育て交流プラザ使用団体登録（不登録）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった四日市市こども子育て交流プラザ使用団体の登録については、四日市市こども子育て交流プラザ条例施行規則第8条第2項の規定により、下記のとおり団体登録（不登録）を決定したので通知します。

記

1 登録を認める。

- (1) 名称
- (2) 代表者氏名
- (3) 登録番号
- (4) 登録有効期間

2 登録を認めない。

理由

<不服の申立て>

この決定に不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に四日市市長に対して、審査請求をすることができます。

この決定の取消しの訴えは、この通知書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に四日市市を被告として（訴訟において四日市市を代表するものは四日市市長となります。）、提起することができます（なお、この決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます（なお、裁決があったことを知った日から6か月以内であっても、裁決の日から1年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

第6号様式及び第7号様式を次のように改める。





第9号様式を次のように改める。

第9号様式（第15条関係）

年 月 日

四日市市こども子育て交流プラザ施設使用変更（取消）許可書

（登録番号）  
\_\_\_\_\_

（名称）  
\_\_\_\_\_

（代表者）  
\_\_\_\_\_様

四日市市長

四日市市こども子育て交流プラザ施設使用変更（取消）を次のとおり許可します。

使用許可年月日	年 月 日	使用許可番号	第 号
許可を受けた施設			
使用日時			
行事の名称			
変更（取消）理由			
変更内容			

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(こども未来部こども未来課)